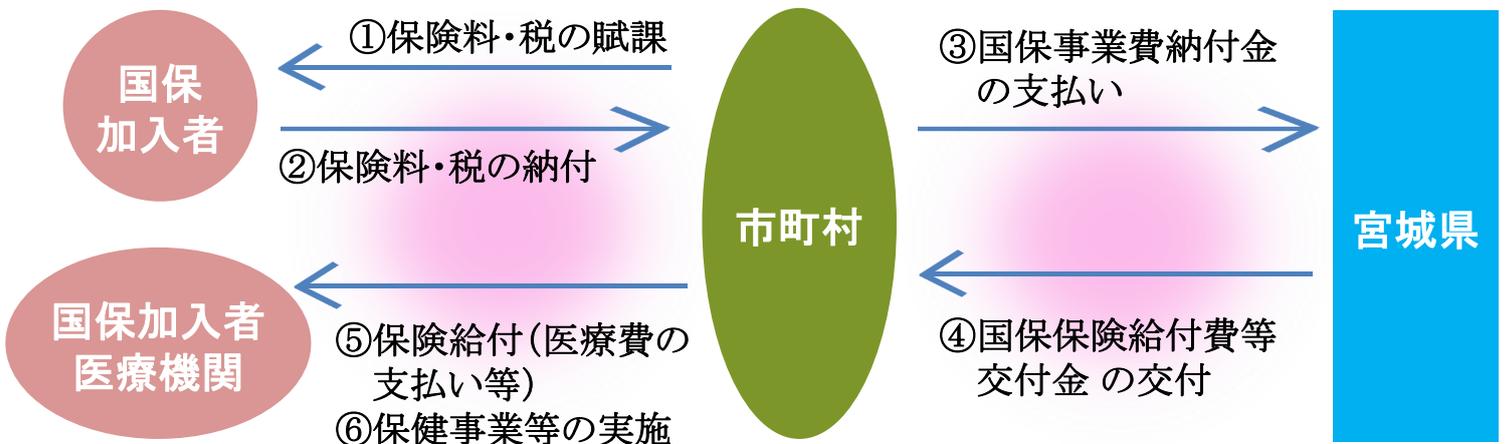


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

都道府県も国民健康保険制度を担うことになります

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



市町村の主な役割	都道府県の主な役割
○ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定	○ 財政運営の責任主体
○ 被保険者証の発行などの資格管理	○ 国保運営方針に基づき、事務の標準化、広域化を推進
○ 保険給付の決定、支給	○ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
○ 特定健康診査等の保健事業の実施 など	○ 保険給付に必要な額を全額市町村に交付 など

● 国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住いの市町村です。

Q 変わる点はどこなの？ 

A 県と市町村が共同保険者となることにより、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更になります。
詳しくは裏面をご覧ください。

Q 変わらない点はどこなの？ 

A

- ・療養費の請求など各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。
- ・保険料(税)の納入通知書はお住いの市町村から送付されます。
- ・保険料(税)はお住いの市町村に納めます。

Q 保険料(税)はどうなるの？ 

A

- ・県は、市町村が保険料(税)を定めるに当たり参考となる標準保険料率を市町村に示します。
- ・市町村は、県が示した標準保険料率や県に納める国保事業費納付金の額、市町村の財政事情等を総合的に勘案して、保険料(税)率を決定します。

● 被保険者証の様式が変更になります。

現行（省令様式）

改正後（予定）

国民健康保険 有効期限 年 月 日
被保険者証

記号 番号
氏名 性別
生年月日 年 月 日
資格取得年月日 年 月 日
交付年月日 年 月 日

世帯主氏名 都道府県 保険者別 検証
住所 番号 番号 番号

保険者番号

保険者名 印

宮城県 有効期限 年 月 日
国民健康保険 被保険者証

記号 番号
氏名 性別
生年月日 年 月 日
適用開始年月日 年 月 日
交付年月日 年 月 日

世帯主氏名 都道府県 市町村 検証
住所 番号 番号 番号

保険者番号

交付者名 印

※ 次回の更新時に、新様式の被保険者証がお住まいの市町村から交付されます。
(現在お持ちの被保険者証は、有効期限までそのまま使用できます。)

市町村印

● 高額療養費の多数回該当に係る該当回数が引き継がれます。

- 高額療養費の多数回該当は、過去12か月以内に高額療養費の支給が4月以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。
- これまでは他市町村へ転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年度以降は、県内での転居で世帯の継続性が保たれていれば、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額医療費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

○ 現行

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		○

多数回該当 (4月目) 県内市町村間住所異動 多数回非該当 (1月目及び2月目)

○ 改正後

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		●

多数回該当 (4月目) 県内市町村間住所異動 多数回該当 (4月目) ※平成30年4月から起算



○ お問い合わせ先

宮城県保健福祉部国保医療課
〒980-8570
仙台市青葉区本町3丁目8-1
電話: 022(211)2456

または お住まいの市町村の
国民健康保険担当課へ